



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 N J S
代表者名 代表取締役社長 村上雅亮
(コード番号：2325 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 吉原 哲二
(TEL：03-6324-4355)

第三者委員会の調査報告書受領及び再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 16 日付「第三者委員会設置のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社社員が、公契約関係競売入札妨害及び証拠隠滅の罪で逮捕された事案に関して、事実認定を行ったうえで、原因分析及び再発防止策を講じるため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

このたび、第三者委員会から本日付で調査報告書を受領いたしました。調査委員会の調査と並行して、当社としての再発防止策の検討を行ってまいりましたが、調査委員会の提言内容を踏まえて、再発防止策を決定いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家・お取引先などのステークホルダーの皆様に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は当社役員及び社員が一丸となって再発防止策を実行し、信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、何卒引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 第三者委員会による調査報告書の概要

(1) 調査の概要及び判明した事項

調査の概要及び判明した事項については、添付資料「調査報告書」をご覧ください。

(2) 発生原因

調査報告書では、本件の発生原因として、以下の点が指摘されています。

- ①NJS のコンプライアンス意識は、独禁法順守に傾注しており、入札妨害及び官製談合に関するリスクに対応できていなかった。結果として、役職員の法令順守に対する意識が低かった。

- ②入札案件に関連して、営業担当者及び技術担当者の発注者に対応する行動ルールが不明確であった。
- ③積算価格の算定根拠を確認することなく入札金額を決定し、結果として入札価格決定の過程が不透明になっていた。
- ④最低制限価格に異常に接近した入札結果等について、入札後にチェックできる仕組みがなかった。

(3) 再発防止のための提言

第三者委員会から提言された再発防止策は以下のとおりです。

- ①法令順守に対する意識向上のための環境整備について
 - ・経営陣及び職員の意識改革
 - ・コンプライアンス体制の再整備
 - ・社内規程の見直しと周知徹底
 - ・適用法令に関する情報収集機能の充実
 - ・役職員に対する教育・研修の拡充
 - ・内部通報制度の改善
- ②入札案件に関するルールの策定について
- ③入札金額の決定手続きについて
 - ・入札金額の決定手続きの透明性確保
 - ・入札金額の決定に関わる組織の改編
- ④入札手続きに関する事後的な検証制度について

2. 再発防止策

社内に再発防止策検討プロジェクトを設置し、より具体的で実効性のある再発防止策を検討してまいりましたが、第三者委員会の提言内容を踏まえて、以下のとおり決定いたしました。今後は、これらの再発防止策を着実に継続して実行してまいります。

(1) 役員及び社員のコンプライアンス意識改革

①社長メッセージの発信

第三者委員会の中間報告を受け、2016年3月25日付で、社長名による「第三者委員会中間報告を受けて」を全役職員に向けて発信しました。この中で、コンプライアンスを事業活動の最優先の価値観とし、誠実かつ公正な企業活動に専念し、法令違反は決してしない企業風土を醸成すると表明いたしました。

また、本日付で当社ホームページに、社長メッセージを掲載し、コンプライアンス経営をより推進していくことを広く社内外に宣言しました。

②教育研修の拡充

階層を役員・執行役員・部所長クラス、一般社員クラス、グループ会社員及びコンプ

ライアンス推進員に分け、それぞれ定期的反復的に教育研修を実施し内容や頻度を拡充します。

教育研修の内容は、当社を取り巻くリスクに関連する法規制、不祥事事例、社内規程、コンプライアンス・プログラム等とし、外部講師を招いて行う研修、コンプライアンス室主催の研修、推進員主催の社内勉強会等の形態で実施してまいります。

とりわけ、役員等幹部クラスを対象に、本件の原因究明及び再発防止に重点を置いた外部専門家（弁護士）によるコンプライアンス研修を近々に実施することとしました。

今後もこのような研修を継続し、専門知識の習得とコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

(2) コンプライアンス体制の再構築と着実な運用

①コンプライアンス関連部署の新設

2016年4月1日付で、NJSグループにおけるコンプライアンス経営をより推進するために、新たに「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス室」を設置し、5月1日より事務所及びグループ会社内に「コンプライアンス推進員」を配置することとしました。

コンプライアンス委員会は、主として役員で構成し、コンプライアンスに関する諸問題の審議、全社での取組状況の確認・評価・改善指示等を行います。

コンプライアンス室は、従来、内部監査部で行っていたコンプライアンス推進業務を分離し、コンプライアンス専任部署として設置するもので、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、適用法令や不祥事事例の情報収集と周知徹底、教育研修の企画・実施、指導・支援及びコンプライアンス相談、通報受付・調査等を行います。

コンプライアンス推進員は、コンプライアンス室の指導支援により各事務所・グループ会社内でコンプライアンスを推進する役割を担います。

②入札・積算体制の改編

入札積算体制については、「営業活動」・「積算」・「入札」のそれぞれの業務に違法行為が入り込まないように、お互いに干渉しないセクションに分離するという基本方針を、より厳格化します。具体的には、営業、積算及び入札プロセスの作業項目を再検討して、各担当の業務分担を明確にすることにより、営業活動に携わる社員は、営業活動行動ルールを厳守し、積算・入札プロセスへは一切関わらないようにします。また、積算室には専任の積算室員を配置するとともに、技術社員による協力体制を明確化し、積算人員体制を強化します。さらに、積算確認書等の書類の様式、積算資料の作成・保管のルールを全社統一運用し、⑥の入札管理システムの運用により入札金額決定の過程を事後検証できるようにします。

③コンプライアンス関連社内規程の見直し

コンプライアンス違反の防止の観点から、本件に限らず当社におけるリスクを改めて

確認し、各リスクに対応できるよう、リスク管理に関連する社内規程を全面的に改定し、これを役職員に周知徹底します。具体的には、内部統制システムの整備に関する基本方針、倫理規程、企業倫理行動指針、コンプライアンス規程、独占禁止法順守規程、内部統制委員会規程、公益通報者保護規程、危機管理規程等が該当します。

④コンプライアンス・プログラムの見直し

当社のコンプライアンス・プログラムは、独占禁止法違反、特に談合行為の排除を強く意識したものとなっており、その他の刑罰法令に対してほとんど関心が払われておりませんでした。このため、今後はコンプライアンス関連規程の見直しと同様に、本件に限らず当社におけるリスクを改めて確認し、各リスクに対応できるよう、プログラムを全面的に見直し、これを役職員に周知徹底し、コンプライアンス意識の向上を継続的に図ってまいります。

特に、入札に関わる不正行為を防止するためのプログラムとして、

- ・②の入札積算体制の改編の内容
 - ・法律の専門家のアドバイスを受けた営業活動行動ルール
 - ・全社が統一して運用でき、透明性が確保できる入札金額決定手続きのルール
- を新たに作成し加えます。

なお、このコンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス委員会において、定期的にその有効性を検証し、改善してまいります。

⑤監査、監督機能の強化

- a. 監査役と代表取締役社長との意見交換会を、従来は年2回実施していましたが、今後は、社外取締役もメンバーに加えた連絡会を定期的で開催し、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの有効性の確認・検討を実施いたします。
- b. 内部監査部が、⑥の入札管理システムのモニタリングを担当し、事後チェック体制の強化を図ります。具体的には、落札率、積算資料有無に関するレポートを参考に、リスク懸念がある場合には、部所に保存された積算根拠を確認し、さらに必要に応じて聞き取り調査を行います。また、メールのモニタリング結果においても同様の調査を行います。
- c. 内部監査の結果は、従来は内部統制委員会に報告していましたが、今後は取締役会にも報告し、確認することといたします。

⑥入札手続きに関する事後的な検証ができる入札管理システムの整備

入札に係る不正行為を防止するための牽制機能として、社内メール、落札率及び積算根拠のモニタリングシステムを構築します。

社内メールモニタリングシステムは、キーワード検索を常時実施することで入札に係る不正行為の前兆を入札前に感知し、法令違反に繋がる行為を未然に防止するものです。

落札率モニタリングシステムは、応札結果が予定価格、最低制限価格に接近している案件を調査し、入札妨害に繋がる可能性のある案件を検知することで、リスク対応を図るものです。

積算根拠モニタリングシステムは、積算根拠資料の整備や積算担当者による積算が、ルール通りに行われているかを確認するものです。

⑦内部通報制度の改善・活性化

当社の通報・相談窓口は、法令違反、ハラスメント、個人情報保護違反、業務情報漏えい行為ごとに通報・相談先が異なっており、利用しづらい環境にあり、有効に内部通報制度が活用されていませんでした。

今後は、窓口をコンプライアンス室内に一本化し、ホットライン（仮称）として、社員にとってより利用しやすい環境に改善します。内部通報制度が活性化されることは、違法行為に対する抑止力となるため、文書通達や社内研修会等を利用して内部通報制度の周知徹底を図ります。

以上

株式会社N J S 御中

平成 28 年 4 月 15 日

公表版

調 査 報 告 書

(最 終 報 告)

株式会社N J S 第三者委員会

委員長 弁護士 大 森 一 志

委員 弁護士 青 木 正 賢

委員 弁護士 福 田 健太郎

第1	本調査の概要	1
1	第三者委員会設置の経緯等	1
	(1) 公契約関係競売入札妨害事件等の発覚	1
	(2) 第三者委員会の設置等	1
2	調査の方法等	2
	(1) 調査の実施体制	2
	(2) 調査期間	2
	(3) 調査の方法	2
	(4) 調査の前提	3
第2	本調査により判明した事項	4
1	千葉市における入札制度の概要	4
	(1) 入札方式	4
	(2) 制限付一般競争入札	4
	(3) 落札方式と最低制限価格制度	5
	(4) 千葉市における入札案件の流れ	5
2	N J Sの入札に関わる部署の体制等	6
	(1) 体制	6
	(2) 東京総合事務所における体制及び実情	7
3	N J Sにおける公募型競争入札案件に関する社内手続き等	8
	(1) 公募型競争入札案件における入札に至る流れ	8
	(2) 入札手続き時に作成される資料等	9
4	N J Sにおける入札に関する社内ルール	10
	(1) コンプライアンス・プログラムの制定経緯等	10
	(2) コンプライアンス・プログラムの主な内容	11
5	N J Sのコンプライアンスに関する体制、教育等	12
	(1) コンプライアンスに関する社内規程	12
	(2) コンプライアンスに関する体制	13
	(3) コンプライアンスに関する教育	14
	(4) 内部監査	14
6	南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件（以下「本件入札妨害事件」という。）について	16
	(1) 本件入札妨害事件に至る経緯等	16

(2)	本件入札妨害事件に係る事実経緯	16
(3)	本件入札妨害事件に対する取締役の関与について	18
7	証拠隠滅事件について	18
(1)	経緯	18
(2)	証拠隠滅行為	19
(3)	その後の状況	20
(4)	取締役の関与の有無	21
8	類似事案の有無	21
(1)	本調査における入札妨害行為の類似案件の射程範囲	21
(2)	甲氏からの情報提供案件	22
(3)	その他の調査結果	22
(4)	証拠隠滅行為の類似案件	23
第3	発生原因	23
1	経営陣も含めて法令順守に対する意識が低いこと	23
(1)	入札妨害の罪及び官製談合防止法に対する関心がほとんど見られないこと	23
(2)	適用のある法令に関する情報を収集する機能が不全状態となっていたこと	25
2	入札案件に関する職員の行動ルールが不明確であったこと	26
(1)	営業活動に関するルールが不明確であったこと	26
(2)	技術担当職員が発注者との間で価格情報に関するやりとりを行うことを禁止していなかったこと	26
3	入札金額を決定する過程が不透明な状態になっていたこと	26
4	入札手続を事後に検証する仕組みが存在していなかったこと	27
第4	再発防止に関する提言	28
1	法令順守に対する意識向上のための環境整備について	28
(1)	経営陣及び職員の意識改革	28
(2)	コンプライアンス体制の再整備	28
(3)	社内規程の見直しと周知徹底	29
(4)	適用法令に関する情報収集機能の充実	29
(5)	役職員に対する教育・研修の拡充	29
(6)	内部通報制度の改善	30

2	入札案件に関するルールの策定について	30
3	入札金額の決定手続について	30
	(1) 入札金額の決定手続の透明性確保	30
	(2) 入札金額の決定に関わる組織の改編	31
4	入札手続に関する事後的な検証制度について	31

第1 本調査の概要

1 第三者委員会設置の経緯等

(1) 公契約関係競売入札妨害事件等の発覚

2016年1月7日、株式会社NJS(以下「NJS」という。)の東部支社東京総合事務所設計六部部長であるA氏及び東部支社千葉事務所所長代理であるB氏が、千葉市が2014年7月30日に制限付一般競争入札を執行した「南部浄化センター外1機械・電気設備更新実施設計業務委託」に関し、公契約関係競売入札妨害罪等により逮捕された(以下「南部浄化センター事件」という。)。この件に関しては、千葉市建設局下水道建設部の職員である甲氏も、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(以下「官製談合防止法」という。)違反の罪により逮捕された旨の報道がされた。

続いて、2016年1月28日、A氏及びB氏は、千葉市が2014年7月30日に制限付一般競争入札を執行した「村田雨水ポンプ場外機械・電気設備更新実施設計業務委託」に関し、公契約関係競売入札妨害罪により再逮捕された(以下「村田雨水ポンプ場事件」という。)。この件に関しては、同日、NJS東部支社東京総合事務所営業部部長であるC氏が、共犯者として逮捕された。

2016年1月28日には、管理本部副本部長・総務部長であるD氏が、南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件に関し、証拠を偽造したとして、証拠隠滅罪により逮捕された。

さらに、2016年2月10日、南部浄化センター事件に関し、2014年7月当時のNJS東部支社東京総合事務所所長であったE氏が、公契約関係競売入札妨害罪により逮捕された。

2016年2月10日には、NJS東部支社東京総合事務所所長であるF氏が、南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件に関し、証拠を偽造したとして、証拠隠滅罪により逮捕された。

捜査の結果、2016年3月1日までに、A氏、B氏、C氏及びE氏は、南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件に係る公契約関係競売入札妨害罪(刑法第96条の6第1項)で、D氏及びF氏は、上記の両事件に関する証拠隠滅罪(刑法第104条)で、それぞれ起訴(公判請求)された。これら6名に対しては、現在、千葉地方裁判所において刑事裁判手続が進行中である。

(2) 第三者委員会の設置等

NJSは、6名もの社員が逮捕される事態に至ったことを厳粛に受け止め、2016年

2月16日、N J Sから独立した第三者委員会(以下「**当委員会**」という。)を設置し、上記の公契約関係競売入札妨害罪及び証拠隠滅罪の事案に関し、独立した見地から、事実認定を行った上で、類似事案の調査及び発生原因の分析を行い、再発防止策を提言することを目的として(以下「**本調査の目的**」という。)、当委員会に調査(以下「**本調査**」という。)を依頼した。

2 調査の方法等

(1) 調査の実施体制

当委員会は、

委員長 弁護士 大森一志(大森法律事務所)
委員 弁護士 青木正賢(青木福田法律事務所)
委員 弁護士 福田健太郎(青木福田法律事務所)

によって構成されている。

本調査は、委員3名及び補助者3名によって行われた。

(2) 調査期間

当委員会は、2016年2月16日から同年4月14日までの間、調査を実施した。

ただし、当委員会の調査は、2016年4月13日までに入手した情報に基づいている。

(3) 調査の方法

本調査においては、逮捕された職員6名を含むN J Sの役職員37名に対するヒアリングを実施した。

また、N J Sから受領した資料の精査・検証を行ったが、千葉県警察本部刑事部捜査第二課(以下「**千葉県警**」という。)による捜査の過程で複数回の搜索差押を受け、関係書類のほとんどが押収されたため、それらの内容を確認することはできなかった。

さらに、類似事案の件外調査等を目的として、逮捕された職員6名を含むN J Sの役職員110名を対象に、電子メールの分析を目的としたデジタル・フォレンジック調査を実施した。ただし、逮捕された職員6名及び一部の会社関係者が使用していたパソコン、携帯電話、スマートフォンは押収されていたため、それらについてはデジタル・フォレンジック調査の対象とすることができなかった。

また、件外調査においてデジタル・フォレンジック調査を補完し、役職員のコンプ

ライアンス意識を確認する手続きとして、N J S並びにその関係会社である株式会社 N J S ・ E & M、株式会社 N J S コンサルタンツ、株式会社 N J S デザインセンター及びオリオンプラントサービス株式会社の全役職員 697 名を対象としたアンケートを実施し、これらの対象者に対して通報窓口を設置した。

(4) 調査の前提

当委員会の本調査及び調査の結果においては、以下の一般的な限界及び留保事項を前提としていることに留意されたい。

- ① 当委員会の調査は、N J S 役職員の任意の協力が前提となるものであり、当委員会が強制的な調査権限を有しているものではない。当委員会は、N J S より誠意ある協力を得ることができたと考えているが、当委員会の調査の結果に過誤、遺漏等がある可能性を完全に排斥できるものではない。
- ② 当委員会の調査及び調査の結果は、**1(2)**に記載した本調査の目的のために用いられることを予定しているものであり、それ以外の目的のために用いられることを予定していない。
- ③ 当委員会の調査及び調査の結果は、N J S からの依頼を受けて、N J S のためだけに行われたものである。このため、当委員会の調査の結果は、第三者に用いられることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は、第三者に対して責任を負わない。
- ④ 当委員会は、**2(3)**に記載の方法によって本調査を実施したものであり、それ以外の方法による調査を実施していない。
- ⑤ 千葉県警に逮捕された 6 名及び甲氏は、いずれも公判請求されており、現在、千葉地方裁判所において刑事裁判手続が進行中であるが、当委員会によるヒアリングにおいては、関係者の説明に必ずしも整合しない部分も見られた。公判請求の対象とされた公訴事実の存否は刑事裁判手続において明らかにされるべき事柄であることに鑑み、当委員会としては、刑事裁判への影響を排除するため、公訴事実の存否に係る認定に踏み込むことはできる限り避けるのが相当であると判断した。

第2 本調査により判明した事項

1 千葉市における入札制度の概要¹

(1) 入札方式

千葉市が発注する入札に参加するためには、千葉市が作成する入札参加資格者名簿に登載されている必要があるところ、千葉市は、入札に参加するための資格を定めて入札参加資格審査を行い、その審査を経た者を、建設工事、測量・コンサルタント、物品及び委託の4種に分かれた千葉市入札参加資格者名簿に登載している。

また、千葉市においては、建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札方式として、次のものを定めている。

入札方式	建設工事	測量・建設コンサルタント等
政府調達協定一般競争入札 (WTO)	20億2000万円以上	2億円以上
制限付一般競争入札	250万円超20億2000万円未満	100万円超2億円未満
随意契約	250万円以下	100万円以下
指名競争入札	特別の場合	
一者との随意契約		

(2) 制限付一般競争入札

測量・建設コンサルタント等における制限付一般競争入札は、設計金額が100万円超2億円未満の案件について、地方自治法施行令第167条の5の2に基づき、競争を適正かつ合理的に行うため、一般的な参加資格要件に加え、必要に応じた適宜の参加資格を設定してこれを公告し、参加者を募り実施される入札方法である。

千葉市のホームページによれば、千葉市においては、透明性や公平性の面で優れているとの理由により、2009年10月以降、制限付一般競争入札での入札を原則としている。

¹ 千葉市ホームページ参照

https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/chibacity_keiyaku.html

(3) 落札方式と最低制限価格制度

千葉市においては、主な落札方式として、価格競争方式（一番低い価格で入札を行った事業者が落札者となる方式）及び総合評価落札方式（地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、技術審査会で決定した評価項目等に従い、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式）が採用されている。

また、千葉市が行う入札においては、過度な競争やダンピングによる品質低下を防止することを目的として、ある一定の価格（最低制限価格）を下回る入札があった場合には、下回る入札についてはすべて失格とする最低制限価格制度を導入している。

最低制限価格制度においては、最低制限価格以上の価格かつ予定価格の範囲内の価格の入札を行った事業者のうち、一番低い価格で入札を行った者が落札候補者となり、入札参加資格の確認を行った後で、落札者が決定され、入札参加資格を満たしていない場合は次順位者が落札候補者となり、同様の手続きが行われる。そして、建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等においては、政府調達協定一般競争入札及び総合評価落札方式を除く案件において、最低制限価格制度が適用されている。

なお、千葉市は、発注対象となる工事、業務等に応じた最低制限価格の算定方法を公表している。NJSが入札に参加する測量・建設コンサルタント等に関し、最低制限価格は、業務委託の予定価格の算出の基礎となった業務ごとの各費用に、当該業務ごとに定める割合を乗じて得た額の合計額とする（ただし、その設定範囲は予定価格の3分の2から10分の8.5とし、上限の10分の8.5を超える場合は10分の8.5、下限の3分の2を下回る場合は3分の2とする。）とされており、計算方法も公表されている。そのため、予定価格が分かれば、高い精度で最低制限価格も把握することができる。

(4) 千葉市における入札案件の流れ

自治体等の発注者（以下「**発注者**」といい、その担当者を「**発注担当者**」ということがある。）は、多くの場合、既存設備の更新等、次年度に発注することが想定される業務について、前年度秋頃より、予想される工事の見積書等の資料を収集し、次年度の予算確保を行う。

その後、発注者は、予算が確保されると、具体的な発注対象となる業務の仕様や予算額を詰めた上で、入札方法等を決定して、発注を行う（以下発注する業務案件が公表されることを「**出件**」という。）。

出件後、応札希望業者が千葉市に対して入札参加申請を行い、承認を受けた後に、ホームページからのダウンロード等の方法で、入札案件に係る一般仕様書、特記仕様

書、設計書（金額抜き）等の入札案件資料の交付を受ける。

応札業者は、上記の入札案件資料を元に入札金額を決定し、定められた入札期間内に、電子入札または紙入札の方法で応札を行う。

2 N J Sの入札に関わる部署の体制等

(1) 体制

N J Sにおいては、2006年に制定されたコンプライアンス・プログラム（制定の経緯等については後記4(1)参照）において、関連部署及び担当者の役割と責任が、次のとおり規定されている（同プログラム3.6.2）。

ア 基本方針

営業活動、積算及び入札のそれぞれの業務に違法行為が入り込まないように、互いに干渉しないセクションに分離するという観点から、総合事務所及び事務所（出張所扱いを除く。）に入札室と積算担当者を設置する。

競争入札時における積算並びに入札金額の決定及び応札には、営業担当者は介在しない。

イ 積算担当者の設置

一般競争入札及び指名競争入札案件の積算業務と応札業務を分離するため、各事務所に積算担当者を配置する。

積算担当者は、一般競争入札及び指名競争入札案件の積算業務を担当する。ただし、担当者が不足する場合には、技術職社員がこれを支援する。

また、積算担当者は、**事務所長**（入札金額の決定等を行う総合事務所長及び事務所長をいう。以下これに同じ。）から委嘱があった場合には、事務所長が決定した入札金額に基づき、入札書に入札金額を記入し、押印して入札書の作成を行うこともできる。そして、内訳書の提出が必要な場合には、積算担当者が内訳書を作成する。このように積算担当者が入札書の作成又は積算内訳書の作成に関与した場合には、積算担当者が営業部長、営業担当者を始めとする他者に、入札金額に関する情報を漏洩することは厳に禁じられ、それが発覚したときは懲戒処分の対象となることが明記されている。

ウ 入札室

N J S では、東京総合事務所、名古屋総合事務所、大阪総合事務所及び九州総合事務所の 4 総合事務所、並びに札幌事務所、仙台事務所及び広島事務所の 3 事務所の合計 7 事務所にて入札案件に係る入札金額の決定等を行うものとして、これらの 7 事務所に入札室を設置し、入札室の室長を事務所長が兼務することが定められている。

入札室は、出件された案件の現場説明²及び応札業務（入札金額の決定を除く。）を担当する。ただし、事務所長が兼務する入札室長は、所長として入札金額の決定に関与することから、応札業務に携わることを禁じられている。

入札担当者は、通常の営業業務に携わる場合であっても、他社営業担当者との接触が禁止され、かつ、入札金額の入札書への記入及び内訳書の作成に関与することも禁止されている。

エ 事務所長

事務所長は、積算担当者の積算結果に基づき、入札金額を決定し、入札書に入札金額を記入する。入札金額の決定に際しては、必要に応じ、支社長の意見を仰ぎ、また、報告を行う。

事務所長は、入札書への金額記入及び内訳書作成を、営業担当者（総合職）と入札担当者以外の者に委嘱することができる。

オ 営業担当者

営業担当者は、営業活動としての情報収集及び諸書類（契約書、着手届、受注台帳、請求及び入金に関する書類をいう。）に係る営業事務、並びに社内の営業報告に関する業務を行う。

営業担当者は、現場説明会に参加する際に、他社営業担当者と接触することを禁止されている。

(2) 東京総合事務所における体制及び実情

2014 年 4 月 1 日当時、N J S 東京総合事務所においては、入札室及び積算室が設置され、当時の東京総合事務所長であった E 氏が、両室長を兼務していた。また、積算担当者である積算室員は、G 氏 1 名だけであった。

東京総合事務所においては、1 年間で 1000 件を超える入札案件を抱えており、多い

² 現場説明とは、発注者からの仕様書の受領業務を指す。

ときには1日で約20件の入札を行っていた。それにもかかわらず、積算室の人員は室長とG氏の2人だけであり、しかも、室長は東京総合事務所長が兼務しており積算に関する業務まで手が回らなかったことから、実質的にはG氏が1人で対応せざるを得ない状態であった。そのため、G氏が自ら積算を行うことはおろか、営業担当者や技術職社員の支援を受けた場合の積算根拠資料の整理・保管を遺漏なく行うこともできないのが実態となっていた。当委員会によるヒアリングに対し、G氏は、「予定価格が事前に公表される案件の積算は行わず、事前公表のない案件を積算の対象としていた。しかし、私が自分で積算することができるのは、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書等に歩掛が記載されている、管渠設計のような定型業務だけであり、このような案件は、事前公表のない案件のうちの1~2割程度に過ぎない。更新や長寿命化のような業務については、時間に余裕がないため技術部に確認することもできず、営業担当者から聞いた情報をそのまま受け入れており、私が積算根拠資料を作成することはなかった。」旨を説明している。この説明によれば、東京総合事務所において、積算室は機能していなかったと言わざるを得ない。

3 NJSにおける公募型競争入札案件に関する社内手続き等

(1) 公募型競争入札案件における入札に至る流れ

NJSにおいては、一般競争入札又は制限付一般競争入札による案件を公募型競争入札案件と称している。この公募型競争入札案件においては、従前の営業情報、公募情報、仕様書等を踏まえ、事務所長が、応募するか否かの意思決定を行うと規定されている³（コンプライアンス・プログラム 3.6）

そして、案件に応募することが決定されると、営業担当者が参加資格書を、技術担当者が技術調書をそれぞれ作成し、発注者に対し、入札参加希望書を提出すると規定されている。

これを踏まえ、発注者から、指名等の結果通知がされる。

入札参加が認められると、営業担当者又は入札室担当者が、発注者より開示される仕様書等の入札案件資料を受領する⁴。もっとも、現在においては、自治体のホームページ上からダウンロードする方法で、仕様書等の関係資料一式を受領する方法が採用されている。この場合には、営業部の事務担当者が、関係資料一式をダウンロードし、営業用のサーバ内にこれらを保存した後、関係者に対し、メールで出件情報及び関係資料が保存されたサーバ上のフォルダーを告知することにより、情報の共有を図

³ 実際の運用では、事前に事務所長が応募するか否かを決定するのではなく、営業担当者が応札を希望する場合、指名競争入札案件と同様に応札希望価格まで算定した上で、事務所長に報告し、事務所長の追認のもとに、応札手続きが行われている。

⁴ 上述のように、これを現場説明という。

られている。

以上の方法により仕様書等の関係書類が入手されると、営業担当者が、入札書様式を作成し、営業部長に対し、営業担当者としての応札希望価格を報告して関係書類を提出する。

また、積算担当者は、必要に応じ技術担当者の協力を得て、積算資料を作成する。

積算資料が完成すると、事務所長は、積算担当者とともに、必要に応じ、営業部長、技術担当者から情報を得て、積算資料を前提に、案件に関する情報（業務内容と条件、最低制限価格設定の有無、その見込額、他社の応札傾向の分析、採算価格の算定等）を検討する（応札会議⁵）。

その後、事務所長が、単独で入札金額を決定する。

紙入札の場合には、事務所長自らが金額を記入して入札書を作成し、封緘した上で、入札担当者にこれを交付し、入札担当者が発注者に提出して入札手続きをする。

電子入札の場合には、事務所長の立ち会いのもと、積算担当者が端末へ、事務所長が決定した入札金額を入力し、事務所長がその金額に誤りがないことを確認した後に同担当者が端末を操作して入札手続きを行う。

(2) 入札手続き時に作成される資料等

発注者から入札案件が出件されると、営業部門において、件名、入札方式の別、業務内容等を記載した「設計委託入札・見積報告書」が作成される⁶。

この設計委託入札・見積報告書は、上記(1)で入手した仕様書等に基づき、営業事務担当者が、案件名等の定型的な記載をした上で、これを、営業サーバ上のフォルダーに保管された仕様書等と同様に保存する。

営業担当者は、発注者から開示される仕様書等に基づき、従前、発注者に対し提出していた見積書があれば、それと対比するなどし、また事前に提出した見積書がなければ、開示された仕様書等に基づき積算を行い、想定される予定価格を算定する。また、その際に、最低制限価格制度が採用されている案件については、想定する予定価格に基づき最低制限価格を試算した表の作成等を行うこともある。

営業担当者は、以上のような方法で入札案件の価格情報を想定した後、案件の担当となる技術部に、受注した場合に対応が可能か否か、また想定される業務内容に照らした採算価格等の確認を行う。

⁵ N J S の社内規程上、制度として認められた会議ではないが、事務所長が入札金額を決定するために、営業情報等を集約することなどを目的として、積算担当者、営業担当者、技術担当者らを集めた会議が実施されており、これを総称して応札会議（入札会議といわれることもある。）と呼んでいる。応札会議の開催の有無、その方法、参加者の選定等は、事務所長に委ねられており、各事務所によりその形態は様々であるが、事務所長が、応札会議の結果を踏まえ、応札価格を決定する。

⁶ 出件後、入札金額決定までの手続きは、事務所によって運用が若干異なるところ、以下の記載は主として東京総合事務所における手続きである。

このような確認作業を行った後、営業担当者は、公募型一般競争入札に応じるか否か、営業担当としての希望額、設計担当部署への確認の有無等を記載したメモを作成し、設計委託入札・見積報告書、仕様書等と併せ、営業部長に報告を行う。

また、積算室においては、出件情報が出た際に作成された設計委託入札・見積報告書に「積算調書」と押印して、積算の一資料とした上で、直接人件費の内訳書等の積算資料を作成する。

なお、内訳書は、積算時に作成するものに加え、入札金額決定後、その金額を踏まえて修正したものも作成される。

4 N J Sにおける入札に関する社内ルール

N J Sにおいて、入札案件に関して役職員が順守すべき具体的な行為規範を定めるものは、コンプライアンス・プログラムだけである。

(1) コンプライアンス・プログラムの制定経緯等

現在のコンプライアンス・プログラムは、2006年に、従来のコンプライアンス・プログラムを見直して制定されたものである。この制定に関連し、同年4月24日、N J Sの当時の代表取締役社長が、コンプライアンス宣言を行った。この宣言では、「このプログラム内に『N J S倫理規程』を掲げ、これを実践するための指針として『N J Sコンプライアンス行動基準』を策定し、役員および社員がこの指針に基づきコンプライアンス経営を推進してまいります。」、「当社の会社ビジョンは、『水と環境の総合コンサルタント』を目指すことであり、そのために社会的使命を果たし、すべての企業活動において企業倫理を確立し、法令を順守するコンプライアンス経営を推進することを、改めて広く社内外に宣言します。」と表明している。

N J Sの説明によれば、2005年頃には談合に対する社会の注目が集まり、批判も高まっていたところ、同年末には大手ゼネコンによる談合決別宣言が出され、翌2006年1月には改正独占禁止法により談合に対する罰則が引き上げられるなどしたことから、N J Sは、談合行為の排除を表明することが適切であると判断し、コンサルタント業界では先駆けて、かかる宣言を行ったとのことである。

コンプライアンス・プログラムは、「本コンプライアンス・プログラムは、N J Sの国内で働く全従業者が順守する。」と明確に定めており、N J Sの全役職員の行為規範となるものであるが、上記の経緯で制定されたことから、その主眼は談合の排除に置かれることとなり、いわゆる官製談合や入札妨害に向けた内容はほとんど見られない。

コンプライアンス・プログラムは、2006年の制定以降、2007年4月及び2011年3月と2回の改訂が行われているが、その主たる目的が談合の排除にあることは変わっ

ていない。

(2) コンプライアンス・プログラムの主な内容

コンプライアンス・プログラムが入札案件に関する役職員の行為規範として定めている主な内容は、以下のとおりである。

5. 従業者の順守事項

5.3. 公正な競争

- a. 不当な取引制限（カルテル、談合等）を排除し、公正、透明、自由な競争を旨として行動しなければならない。
- b. 入札談合など刑法、独占禁止法などの刑罰法規違反を犯すことのないよう、独占禁止法順守規程に従って、責任ある行動をとらなければならない。
- c. （省略）
- d. 競争業者との間において、共同して価格や値引き額、指名参加条件、市場シェア、入札に関する条件、受注予定者、入札意欲などに関する事項、テリトリー、情報交換の方法などを、紳士協定や話し合い・口約束・暗黙の了解などいかなる方法によっても決めてはならない。
- e. 政治、行政とのもたれあいや癒着疑惑を招くような行動は厳に慎み、節度ある営業活動をしなければならない。
- f. 他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払い等の利益供与をさせてはならない。
- g. 競争業者との間又は事業者団体に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや参加予定について情報を求めたり、与えたりしてはならない。

以上の内容から明らかなように、コンプライアンス・プログラムは、談合その他の独占禁止法違反となる行為に対する意識を強く打ち出しているが、いわゆる官製談合や入札妨害に対する意識は全くといってよいほど見られない。

2011年3月に行われた2回目の改訂において、コンプライアンス・プログラムの参考資料として、「営業活動上のコンプライアンスに関わるQ&A」が付けられ、その中に官製談合防止法に関するQ&Aも含まれている。しかしながら、本文中の記載ではなく参考資料に止まっている上、そのQ&AもNJSが自ら作成したものではなく、社団法人建設コンサルタント協会関東支部コンプライアンス部会・実行委員会が発行した冊子に掲載されていたものを抜粋して転記したにすぎない。

5 N J Sのコンプライアンスに関する体制、教育等

(1) コンプライアンスに関する社内規程

N J Sにおいて定められているコンプライアンスに関する社内規程は、以下のとおりである。

ア N J S 倫理規程

N J S 倫理規程は、公正・中立を旨とするコンサルタントとしての企業理念に基づき、N J S 及びその関係会社の役職員が順守すべき倫理規程を定めるものである。本規程においては、社長を始めとする経営者は、率先垂範して本規程を実践し、強力なリーダーシップを発揮して本規程を全社員に順守させる責務を負うとされている。

本規程は、第 5 条（公正な競争）において、「公正、公明かつ自由な競争を通じて、受注活動、サービス等の提供又は調達を行い、不正な手段や不透明な行為による利益の追求は行わない。」としている。

イ N J S 企業倫理行動指針

N J S 企業倫理行動指針は、N J S 及びその関係会社の業務に従事しているすべての者が業務を遂行するにあたり、又、個人として行動する上で順守すべき基本的な事項を定めるものである。

本規程は、第 7 条（競争社会に関する行動規範）において、「従業者は、公正、透明、自由な競争を旨として行動しなければならない。従業者は、入札談合など刑法、独占禁止法などの刑罰法規違反を犯すことのないよう、『独占禁止法順守規程』に従って、責任ある行動をとらなければならない。従業者は、競争会社に関する情報につき、不正な手段を用いて入手してはならない。」と定め、独占禁止法の順守を打ち出しているものの、官製談合や入札妨害に関する定めを設けてはいない。

また、本規程は、N J S の業務に従事しているすべての者は、下記エの行動基準と同様の内容が記載された、代表取締役社長宛のコンプライアンス誓約書に署名押印し、会社に提出しなければならないとしている（第 13 条）。

ウ N J S コンプライアンス規程

N J S コンプライアンス規程は、コンプライアンス経営に資することを目的と

して、N J S 及びその関係会社におけるコンプライアンスに関し、会社及び従業者が順守すべき基本的事項を定めるものである。

本規程は、法令、社内規則及び企業倫理に違反する行為を行った従業者に対し、懲戒処分を課すとともに、会社に損害を与えた従業者に対して損害賠償を求めることができる旨を定めている（第7条第1項）。

エ N J S コンプライアンス行動基準

N J S コンプライアンス行動基準は、上記アないしウの規程をすべての役職員が実践するための指針を定めるものである。

本行動基準の内容は、以下のとおりである。

- 1 『N J S 倫理規程』、『N J S 企業倫理行動指針』、『コンプライアンス規程』の内容をよく理解するとともに、あらゆる法令・倫理及び会社の諸規程等を順守します。
- 2 当社は、公正・中立を旨とする会社であり、公正、透明、自由な競争を尊重することを認識し、特に入札談合・社外委託先に対する不当な圧力等刑法、独占禁止法等に違反又は抵触するような行動はとりません。
- 3 顧客、社外委託先はもとより政治家、同業他社及びメーカー等との関係において、不正又は疑義を持たれるような協力要請、情報の収集、供与などは行いません。
- 4 会社利益を優先するため、コンプライアンス精神をないがしろにするような行動はとりません。
- 5 上記に違反又は抵触するような行動をとった場合は、取締役会規程又は賞罰規程等により、懲戒を課せられても異議はありません。

(2) コンプライアンスに関する体制

N J S においては、本社に内部監査部が置かれ（職制規程第2条第1項）、内部監査部が法令順守及び内部監査に関する業務を行うものとされている（職制規程第10条）。

内部監査部は、法令順守関係の業務として、(1)事業活動全般における法令順守に関する事項、(2)その他、法令順守に関する社員教育に関する事項、(3)利害関係者との紛争や不祥事が生じた場合における、コンプライアンス上の諸問題の検討に関する事項、(4)その他、コンプライアンスに関する事項についての業務を担当するものとされ、内部監査関係の業務と合わせて、本社、各事業本部、各支社に対するコンプライアンスに関する指導等を行うものとされている。

また、コンプライアンス体制に関連する委員会として、内部統制委員会及び独占禁

止法順守指導委員会が設置されている。内部統制委員会は、内部監査部が実施した監査結果に基づき業務改善のための必要な対策及び措置を策定し、また、コンプライアンス・プログラムの有効性を検討し、必要に応じ継続的に改善すること等を活動内容としている。独占禁止法順守指導委員会は、独占禁止法関連法規及び公正取引委員会の定める指針その他関連情報・資料を収集し、必要に応じ適切な情報・資料を受注部門に提供するなど周知徹底させること等を活動内容としている。

さらに、法令違反に抵触するか又は疑義がある行為を知った場合の通報・相談窓口として、内部監査部の社内窓口のほかに、社外の弁護士事務所が社外窓口として設置されている。

(3) コンプライアンスに関する教育

N J Sにおいては、従業員の社内規程に対する習熟度を把握するため、毎年1回、社内イントラネットを通じ、社内規程に関するテストを実施している。そのテストで正答率が低かった質問に関しては、内部監査部が毎年1回実施しているコンプライアンスに関する研修において解説し、社内規程の周知を図っている。

かかる方法で研修が行われていることもあり、内規によって社内ルールが定められている談合等の独占禁止法に関わる分野は研修の対象に含まれるものの、そもそも内規で規定が設けられていない官製談合及び入札妨害に関しては、これまで研修の対象に含まれることがなかった。

また、各事務所等において、独自に1か月に1回程度の内部研修を実施している事務所等があり、また年1回程度、外部の研修に参加している者もあるが、自主的な運営に委ねられており、N J S全体におけるこれらの研修の実施・受講状況は不明である。

(4) 内部監査

N J Sにおいては、内部監査は、内部監査部が担当し、N J Sグループの内部統制システム及び業務の遂行状況を検討・評価し、改善への提言・提案等を通じて、内部統制システムの改善及び業務運営の適正化に資することにより、会社の健全かつ継続的發展に寄与することを目的とするものとされている（内部監査規程第1条第2項）。

内部監査の範囲は、N J S及びその子会社の業務全般について行い、①法令、社内規程（規程・規則・細則・内規等）の順守状況、②財務報告に係る内部統制の整備・運用状況、③全社的リスク管理の状況、④その他会社が指示する事項とされている（内部監査規程第2条）。

内部監査部は、年度当初に、監査方針、基本計画（テーマ、対象、方法、日程、人

員等)を記載した内部監査計画書を作成し、社長の承認を得た上で、同計画書に沿って内部監査を実施するものとされている(内部監査規程第7条、第9条)。

内部監査部による内部監査の結果は、N J Sに設置されている内部統制委員会⁷に報告され、内部統制委員会が業務改善のための必要な対策及び措置を策定する際の基礎となる。

当委員会は、2013年度(2013年1月1日から同年12月31日まで)から2015年度(2015年1月1日から同年12月31日まで)までの間に開催された内部統制委員会の議事録の提供を受け、それらを検討した。いずれの年度においても、2回ないし3回の開催があり、1回目の会合では内部監査計画書の承認が、2回目の会合で内部監査結果の報告がそれぞれ行われている。この3年間に於いては、N J Sの全部署が毎年内部監査の対象となっている。

各内部監査における本件に関連する指摘事項は、概ね以下のとおりである。

2013年度の内部監査では、監査結果の要約として、「独占禁止法に違反する行為はなく法令順守が定着しつつあると感じられたが、

- 1) 東京総合において営業部社員2名が入札に参加していた。
- 2) 札幌事務所において組織上で営業グループの嘱託社員が入札に参加していた。

というコンプライアンス・プログラムに違反する行為があった。」と指摘されている。

2014年度の内部監査では、監査結果の要約として、「独占禁止法については法令に違反する行為はなかった。ただし、名古屋総合において紙ベースにおける入札金額の記入を積算担当者が行っているというコンプライアンス・プログラムに違反する行為があった。全体的に大きな違反はなく、法令順守が定着していると感じられた。」と指摘されている。

2015年度の内部監査では、監査結果の要約として、「独占禁止法については法令に違反する行為はなかった。全体的には大きな違反はなく、法令順守が定着していると感じられた。」と指摘されている。

以上の内容からも明らかなように、内部監査及び内部統制委員会においても、いわゆる官製談合及び入札妨害に関しては、内部監査の対象に入っておらず、また、何らの議論もされていない。

⁷ 内部統制委員会は、N J S及びその関係会社の企業活動における内部統制システムの有効性評価、運用管理、啓発・教育・指導、継続的な改善提言等によって同システムの維持向上を図り、もって会社の健全な運営に寄与することを目的とするものとされている。

6 南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件（以下「本件入札妨害事件」という。）について

(1) 本件入札妨害事件に至る経緯等

ア 千葉市建設局下水道建設部における特殊性

一般的に、N J Sが入札を行う種類の案件においては、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書等に従って定型的に積算が可能な業務である場合を除き、発注者から予め見積書の提出を求められる場合が多いため、N J Sとしては、見積書の提出に応じることにより、出件が予定される業務の内容や予定価格の見込を想定することが可能となる。

しかしながら、本件入札妨害事件の担当部署である千葉市建設局下水道建設部下水道施設建設課の案件においては、定型的に積算が可能な業務ではない場合であっても、予め見積書提出の要請がされることはないため、N J Sの営業担当者が事前に業務内容を想定することが難しく、出件によって、はじめて当該案件の業務内容が判明することもあった。

このような案件については、開示された仕様書の記載や、従前の類似案件から一定程度の積算が可能な場合もあったが、仕様書の記載が概括的であり、また対照可能な類似案件もない多くの場合においては、積算を行うことが困難であった。

イ A氏と千葉市との関係

A氏は、長年にわたり千葉市の下水道施設等についてN J Sの技術担当者として携わっており、2002年頃から、甲氏と業務上の付き合いが始まり、その後、甲氏が別部署に異動していた期間を除き、継続的に業務上の付き合いが継続していた。

甲氏は、千葉市建設局下水道建設部内における電気・機械設備関係の発注担当者であり、N J Sの電気関係の専門家であったA氏との間で、相応の信頼関係を構築していたようである。

A氏は、「甲氏が6～7年前に別部署から千葉市建設局下水道建設部に戻った以降、本件と同様に、甲氏より予定価格を伝えられたことがあったが、本件入札妨害事件前の約2年間は甲氏より価格情報等を入手することはなかった。」と説明している。

(2) 本件入札妨害事件に係る事実経緯

2014年7月、入札日を同月9日とする、南部浄化センター非常用発電設備更新実施

設計業務委託案件（事後公表された予定価格：2182万円⁸）及び南部浄化センター水処理機械電気実施設計業務委託案件（同予定価格：2021万円）の2案件（以下「**7月9日入札案件**」という。）が出件された。千葉市の営業担当者であるB氏が、両案件に関する営業活動を行い、NJSは応札したものの、失注した。B氏は、失注が判明した後に開催された朝会⁹において、7月9日入札案件を失注した旨を報告した。

7月9日入札案件は、いずれも、従前からA氏が関与していた案件の継続業務であり、A氏は、NJSが受注すべき案件と考えていた。ところが、7月9日入札案件を失注した旨の報告を聞き、A氏は、営業部の活動に強い不満を覚えた。

同月14日、同月30日を入札日とする「南部浄化センター外1機械・電気設備更新実施設計業務委託」及び「村田雨水ポンプ場外機械・電気設備更新実施設計業務委託」の2案件（以下「**7月30日入札2案件**」という。）が出件された。7月30日入札2案件は、いずれも、入札担当部署を「千葉市財政局資産経営部契約課」、入札方式を「一般競争・価格競争（方法：電子入札）」、入札締切日を同月29日午後5時とする公募型競争入札案件であり、予定価格及び最低制限価格は事後公開とされた。

A氏は、同月25日、千葉市を訪問して甲氏と面会した。その際のA氏と甲氏の会話の内容は判然としないが、A氏の説明によれば、A氏は、甲氏に対して、今後もNJSは千葉市の業務を頑張っていく旨を伝えたとのことである。

その後、同月28日朝、甲氏から、A氏の携帯電話に、7月30日入札2案件の予定価格が記載されたメールが送られてきた。A氏は、そのメールを確認した後、B氏に対し、7月30日入札2案件の予定価格を伝えた。

B氏は、この予定価格情報に基づいて両案件の最低制限価格を算出し、これをC氏に報告した。

C氏は、B氏からの報告を踏まえ、E氏に、7月30日入札2案件の最低制限価格を踏まえた入札希望額を伝え、E氏は、これを踏まえ、C氏と協議の上、南部浄化センターに関する案件の入札金額を1615万円、村田雨水ポンプ場に関する案件の入札金額を1400万円と定め、各々入札手続きを行い、落札した。

その後、8月4日までの間に、南部浄化センターに関する案件については、予定価格が2101万円、最低制限価格が1609万9000円、また村田雨水ポンプ場に関する案件については、予定価格が1826万円、最低制限価格が1399万5000円であったことが各々公表された。

⁸ 本報告書における入札価格等の金額は、いずれも税別表示である。

⁹ 東京総合事務所においては、毎週月曜日の始業時に、事務所長、営業部長、営業担当者（総合職）、各技術部の部長が出席し、情報交換を目的とする30分程度のミーティングを行っており、これを「朝会」と称している。朝会においては、営業担当者から、前週に出件された営業案件（NJSとして受注を目指す案件）の情報、前週に入札が行われた営業案件の受注・失注の別、営業活動時に収集した情報等の報告が行われ、また技術部からも、将来、発注が見込まれる自治体の業務情報等の報告がされる。

(3) 本件入札妨害事件に対する取締役の関与について

N J Sの規程上、事務所長が、入札金額を決定する際に、必要に応じ、支社長の意見を仰ぎ、また報告を行う旨の規定がある（コンプライアンス・プログラム 3. 6. 2c (1)）。

しかし、7月30日入札2案件のいずれについても、E氏が、N J S 東部支社長であるH氏の意見を仰ぎ、又は報告を行った事実は認められなかった。

また、7月30日入札2案件に関与したA氏、B氏及びC氏が、H氏を含むN J Sの取締役に対し、入札案件に関し、その意見を仰ぎ、又は報告を行う旨の業務上の規定は存在せず、かつA氏、B氏又はC氏が、N J Sの取締役に対し、その意見を仰ぎ、又は報告を行った事実も認められなかった。

したがって、当委員会は、7月30日入札2案件の公契約関係競売入札妨害事件について、N J Sの取締役が関与していた事実は認められないと判断する。

7 証拠隠滅事件について

(1) 経緯

千葉県警は、2015年11月13日、A氏に対して任意の事情聴取を申し入れた。このことは、同日中に、A氏からF氏に伝えられ、さらに、F氏からD氏に伝えられた。この時点では、千葉県警からは、事情聴取の具体的な理由は告げられていなかった。

千葉県警によるA氏に対する事情聴取は、翌14日から始まった。その日に行われたA氏に対する事情聴取の内容から、①甲氏が千葉市発注の入札案件について予定価格を漏洩したとして取り調べを受けていること、②甲氏からA氏宛てに入札案件の予定価格が記載されたメールが送信されているとして、A氏が千葉県警から、甲氏との間で予定価格に関するやりとりをしていたのではないかと追及を受けたことが判明した。

2015年11月16日午前中、代表取締役社長I氏、常務取締役J氏、取締役管理本部長K氏、取締役H氏、A氏、C氏、D氏、F氏らに加え、弁護士も出席する会議が開催され、A氏により千葉県警による事情聴取の状況等が報告された。この報告会では、D氏及びF氏が作成した資料が用いられているところ、同資料中には、A氏による行為について入札妨害罪が適用される可能性の有無を検討した、D氏作成のメモが添付されていた。そのメモには、「成立要件から考慮すると、甲氏から得た情報を用いて、当社が入札に参加した場合に適用される。」、「『知り得た情報で札決めをしていたか』がポイントとなるか？」等と記載されている。これらの報告内容からすれば、この報告会出席者は、A氏が刑事事件の捜査対象となっていることを認識したと認められる。

2015年11月18日午前9時30分頃、F氏は、千葉県警から、7月30日入札2案件の積算方法について、資料を持参して説明するよう要請を受けた。F氏は、これらの資料は積算室において保管されているものと考え、積算室の担当員であるG氏に対し、両案件の積算調書を積算の根拠資料も含めて印刷するように指示した。その後、F氏は、D氏、I氏及びJ氏に対し、千葉県警からの要請を伝えるとともに、千葉県警に対する説明者を誰にするかを相談した。その結果、両案件の入札が行われた当時の東京総合事務所長であり、積算室長を兼務していたE氏が説明することとなった。

ところが、その後のG氏の説明により、7月30日入札2案件については、応札金額の内訳がまとめられた設計内訳表は存在するものの、当該設計内訳表に記載された各作業種別の金額の根拠を記載した内訳書及び直接人件費明細書が存在しないことが判明した。例えば、設計内訳表には、直接人件費として、「汚泥消化タンク」、「送風機室」、「設計協議」、「現地調査」というように作業が必要となる種別毎に直接人件費の金額が記載されているものの、それだけでは記載された金額の算定根拠は不明である。直接人件費は、通常であれば、作業種別毎に、当該作業に必要となる技術者のランク及び人員数を割り当て、それに技術者のランクに応じた標準日額単価を乗じることによって金額が算定されることになるが、その過程は、直接人件費明細書に記載される。したがって、直接人件費明細書が存在しないということは、資料によって、設計内訳表に記載された金額に至った根拠を説明することができないことを意味する。

かかる事態を受け、D氏及びF氏が協議した結果、D氏において、7月30日入札2案件について、内訳書及び直接人件費明細書を作成することとなった。

(2) 証拠隠滅行為

D氏は、2015年11月18日の午前中、E氏のアドバイスを受けながら、7月30日入札2案件について、設計内訳表に記載された金額となるよう、つじつまを合わせた内訳書及び直接人件費明細書を新たに作成した。

D氏が作成した2件の内訳書及び直接人件費明細書は、D氏、E氏及びF氏の確認を経た後、同日午後、E氏によって、千葉県警に証拠資料として任意提出された。その際に千葉県警によって作成され、E氏に交付された押収品目録には、被疑者Aに対する公契約関係競売入札妨害被疑事件」と記載されており、これによって、A氏を被疑者とする刑事事件の捜査が行われていることが一層明白となった。

(3) その後の状況

ア 他の入札案件に係る積算根拠資料の作成

2015年11月18日夕方、F氏は、東京総合事務所の営業部員を集め、会議を開いた。その会議には、C氏、F氏のほか、営業部の総合職6～7名が出席した。F氏は、7月30日入札2案件について積算根拠資料が存在していなかったことを受け、その他にも同様の状況になっている入札案件があることを懸念していたところ、同会議において、営業部員から、他の地方自治体等の入札案件についても、積算根拠資料が作成されていないものがある旨の指摘があった。そこで、F氏は、C氏及び営業部員に対し、2013年度及び2014年度に千葉市及び他の地方自治体等が執行した入札案件につき、積算根拠資料が不足しているものの有無を確認した上で、不足している積算根拠資料を補うよう指示した。

これを受け、同日から同月25日頃にかけて、営業部員のB氏、L氏、M氏、N氏は、C氏の指示を受けながら、各入札案件について積算調書を調べ、足りない積算根拠資料があった場合には、その資料を新たに作成し、補った。

F氏らが、7月30日入札2案件だけでなく、2013年度及び2014年度に千葉市及び他の地方自治体等が執行した入札案件についてまで、不足している積算根拠資料を補った目的は、必ずしも判然としない。この時点では、千葉県警から積算根拠資料の提出要請があったのは7月30日入札2案件だけであり、千葉市の他の入札案件については、提出要請を受けていなかったのであるから、積算根拠資料を作成する必要はなかった。しかし、千葉県警によるその後の捜査の進展によっては、千葉市の入札案件に関しては、捜査の対象となる可能性があると容易に想像できるため、それらについては、積算根拠資料を整えておくことにより、捜査の対象となった場合に備えたいという目的があったものと合理的に推測できる。他方、他の地方自治体等の入札案件に関しては、F氏らが将来的に警察の捜査の対象となり得ることを認識していたことを示す証拠は見当たらないが、千葉県警による捜査をきっかけとして、同様の状況にある他の発注者による入札案件についても、他の警察による捜査の対象となり得ると考え、それに備えようとする意識があった可能性は完全には否定できない。

イ 朝会資料の修正

2015年11月24日午前中、F氏は、C氏及び営業部員が出席する東京総合事務所営業連絡会議を開催した。その場において、F氏は、積算資料作成時の留意事項等を説明した後、コンプライアンス順守の確認として、「営業週報、朝会資料等、コンプライアンスに抵触すると誤解されるような表現をしないこと。過去にそのような表現がないか再点検すること。」と説明した。その上で、F氏は、C氏に対し、2013年度及

び2014年度の朝会資料を印刷して自己に届けるように指示した。

この会議に出席していたC氏及び営業部員は、F氏の上記の説明と指示を、2013年度及び2014年度の朝会資料につき、コンプライアンスに抵触していると誤解されるような表現の有無を確認し、そのような表現が見つかった場合には修正する旨の指示であると理解した。そこで、C氏、営業部員のM氏、O氏らは、2年分の朝会資料を確認し、表現の修正作業を行った。ここで行われた修正内容は多岐にわたっており、例えば、入札案件において本来公表されない指名業者について、「指名業者は前回と同じである。」と記載されていた場合には、それを「指名業者は前回と同じようだ。」と修正するというものであった。

なお、F氏の指示に基づく朝会資料の修正行為については、F氏に対する証拠隠滅事件の公訴事実には含まれていない。

(4) 取締役の関与の有無

上記(1)に述べたように、2015年11月18日に千葉県警が7月30日入札2案件の積算方法について資料を持参して説明するよう要請をしていた事実は、I氏及びJ氏に伝えられていた。

しかし、その後に判明した両案件の積算根拠資料が存在していないこと、そして、D氏がその資料を作成することになったことについては、I氏、J氏その他の取締役に伝えられていない。また、N J Sのいずれかの取締役が、D氏が両案件の積算根拠資料を作成していたことを認識していたと認めるに足りる証拠も見当たらない。

したがって、当委員会は、7月30日入札2案件に関する証拠隠滅行為について、N J Sの取締役が関与していた事実は認められないと判断する。

また、2015年11月18日から同月25日頃にかけて営業部員らによって行われた、2013年度及び2014年度に千葉市及び他の地方自治体等が執行した入札案件の積算根拠資料の作成に関しても、N J Sのいずれの取締役に對しても伝えられてはおらず、また、N J Sのいずれかの取締役が、営業部員が積算根拠資料を作成していたことを認識していたと認めるに足りる証拠も見当たらない。

8 類似事案の有無

(1) 本調査における入札妨害行為の類似案件の射程範囲

南部浄化センター事件及び村田雨水ポンプ場事件は、いずれも、千葉市が出件する前に、N J Sにおいて、これらの業務が発注されるとの事前情報がなく、出件後、開示された仕様書等に基づく積算を行うことなく、発注担当者である甲氏から開示された予定価格に基づき、最低制限価格を算出し、これに基づき、入札金額を決定した案

件である。

他方、N J Sにおいては、次年度以降に発注が見込まれる業務に関し、発注者に対し、予見見積書を提出し、また発注担当者との間で、技術的な検討・協議を行いながら、仕様を詰め、これに付随して適宜見積書を修正するなどした後に、発注者から業務が出件され、受注に至る案件が多数あり、これらの一連の業務は、N J Sの日常的な業務となっている。

そして、本調査において実施した従業員らのメールデータの調査等の結果、このような日常的業務の一環として、営業担当者が、発注担当者らに対し、発注者の想定する予算や予定価格の見込みを調査する営業活動が行われており、その過程において、事実上、予定価格に近似する価格情報を得ていた案件が相当数認められた。

このような予定価格に近似する価格情報の取得については、入札の公正を害すべき行為として違法であると評価される可能性を完全には払拭できないが、この種の営業活動における適法性の範囲を画することは極めて困難である。

そこで、本調査においては、N J Sが、出件前から見積書を提出するなどして、技術的な協議を行うことにより価格情報を取得可能な案件については、類似案件の射程外として、その当否については、N J Sにおける将来の検討に委ねることとした。そして、発注者が出件する前にN J Sが技術的な協議を行っていないことを前提にした上、非公表である予定価格等について、出件後に発注担当者らから具体的な価格情報を入手した案件を類似案件の射程範囲とした。

また、対象期間については、公契約関係競売入札妨害罪の公訴時効期間が3年であることを踏まえ、2013年以降とし、本調査において実施した役員・従業員らに対するアンケート、サーバ上に残された電子メールの分析調査、及びヒアリングにより、類似案件についての調査を行った。

(2) 甲氏からの情報提供案件

ヒアリングによれば、A氏は、2014年中に2案件及び2015年中に1案件の合計3案件について、甲氏から精度の高い予定価格情報の提供を受けた疑いがある。しかし、これら3案件のいずれについても、客観的証拠は確認できておらず、甲氏のヒアリングも実施できていない。なお、A氏らは、これら3案件についても捜査機関に供述したと説明しており、捜査機関もこれらの事実を把握しているものと思われるが、公契約関係競売入札妨害事件の公訴事実には含まれていない。

(3) その他の調査結果

当委員会は、類似事案の有無及びN J S役職員のコンプライアンス意識等を把握するため、書面によるアンケート調査を行った。また、併せて当委員会を通報窓口とす

る電子メールホットラインを設置し、本件不正行為及びその他の不正行為に係る情報の提供を求めたが、当委員会の調査期間中において、ホットラインに対する情報提供はなかった。

また、本調査において実施した、N J S 役職員に対するアンケート調査によって、2013 年以降、入札案件の出件後に初めて業務情報等を取得した案件に関し、発注担当者から公表されていない予定価格等の価格情報そのものの開示を受けたと認定するに至る事案は認められなかった。

他方、本調査において行った従業員らのメール調査においては、発注担当者に対し、予定価格等を確認する趣旨が記載されたものや、予定価格等の具体的な金額を記載したメールが相当数存在することが認められた。

そこで、これらのメールを送受信した従業員等に対するヒアリング調査を実施したところ、これらのメールを送受信した従業員等によれば、予定価格を確認する趣旨の記載については、N J S が、出件前に提出していた見積書等に基づき発注担当者らの感触を確かめる趣旨であったこと、また、予定価格等の具体的な金額についても、営業担当者らが推定した金額を予定価格等と記載したものであったとの説明であった。

そして、本調査により収集、検討した資料によっても、これらの説明を否定するに足りる事実を認めるには至らなかったことから、メール調査によっても、発注担当者から公表されていない予定価格等の価格情報そのものの開示を受けた事実があったことを認定するには至らなかった。

(4) 証拠隠滅行為の類似案件

N J S 職員らは、上記第 2.7(3)のとおり、他の入札案件について積算根拠資料を新たに作成したり、朝会資料を修正するなどしているが、これらの行為が「他人の刑事事件に関する証拠」の偽造又は変造と認められるか否かは不明である。なお、捜査機関もかかる事実関係を把握しているものと思われるが、証拠隠滅事件の公訴事実には含まれていない。

第 3 発生原因

1 経営陣も含めて法令順守に対する意識が低いこと

(1) 入札妨害の罪及び官製談合防止法に対する関心がほとんど見られないこと

N J S は、2006 年 4 月 24 日にコンサルタント業界では先駆けて、談合排除を明示的に掲げたコンプライアンス宣言を公表し、その後は談合排除に向けた取り組みを行って一定の成果を上げており、この点は非常に評価することができる。

しかし、N J Sが策定したコンプライアンス・プログラム、N J S企業倫理行動指針、N J Sコンプライアンス行動基準等を見ても明らかなように、N J Sの法令順守に対する意識は、独占禁止法違反、特に談合行為の排除にあまりにも強く向けられており、役職員が抵触し得るその他の刑罰法令に対する関心を持つことがほとんどなかった。

このことは、コンプライアンス・プログラムの2011年3月の改訂内容や、その後何らの見直しも行われていないことに照らしても明白である。

官製談合防止法は、2002年7月に議員立法によって制定され、2003年1月から施行されていた。同法の施行後も、国・地方自治体の発注機関側が受注業者の談合に関与し、発注機関の担当者が刑法の入札妨害罪や談合罪で摘発される事例が後を絶たなかった。かかる状況を踏まえ、官製談合防止法は、2006年12月に改正され、発注機関の職員に対する刑事罰を導入するに至った。このように官製談合防止法は、独占禁止法の対象である談合行為に発注機関側が関与することを禁止する法律であり、談合排除の意識を持っていた事業者であれば、独占禁止法と同様に関心を持つべき法令であった。同法に対する意識を持っていれば、同法において、発注機関の職員が「事業者・・・に・・・予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること・・・により、当該入札等の公正を害すべき行為」を行うことを刑事罰の対象としていることは、容易に理解することができたはずである。また、少し文献を調べるなどすれば、事業者が発注機関の職員に働きかけて「予定価格その他の入札等に関する秘密」の教示を受ける行為が、同法違反の教唆行為に該当し得ることも容易に把握することができたであろうし、発注機関から入札に関する秘密を入手し、それを利用して入札を行うことが刑法の入札妨害罪に該当し得ることも、同様に、容易に把握することができたであろう。

それにもかかわらず、N J Sは、コンプライアンス・プログラムを改定するに当たり、従前と同様に談合の排除にのみ目を向け、自社の業務遂行に当たって抵触するリスクのある他の法令には、ほとんど注意を払っていない。

さらに、2014年4月24日には、千葉県水道局千葉水道事務所の職員が、同事務所発注の指名競争入札案件に関して最低制限価格を業者に漏洩したとして、公契約関係競売入札妨害罪や官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されるという事案が発生し、これは新聞報道もされている。この事案は、N J Sが行っている事業に隣接する事業に関するものであり、自社の事業を遂行するに当たって抵触するリスクのある法令に常に意識を向けていたのであれば、当然に気付いたであろう。しかし、N J Sの経営陣は、報道にも注意を払わず、自社のリスクを再検討する機会を失った。

以上のことは、N J Sの経営陣が入札妨害の罪及び官製談合防止法に対してほとんど関心を持っていなかったことを如実に示すものである。談合行為が排除され、同業他社との情報共有が行われなくなれば、受注のため発注者である自治体や発注担当者から情報を得ようとするのは、自然な流れであるともいえる。それにもかかわらず、

経営陣は、自社が直面している入札妨害や官製談合のリスクに注意を払うことがなかったのである。経営陣がこのような状態であれば、その指揮の下に活動する職員がこれらに対して関心を持たなかったとしても何ら不自然なことではなく、これが本件入札妨害事件を引き起こす原因になっていることは明らかである。

なお、このようなN J S 経営陣の法令順守に対する意識の低さは、本件証拠隠滅事件にも端的に現れている。経営陣の一部は、千葉県警から積算根拠資料を提出するよう要請を受けた事実を認識したが、その後、積算根拠資料の有無等について関心を払わなかった。その結果、積算根拠資料がないことを覚知した職員において、これを新たに作成して千葉県警に提出したのが本件証拠隠滅事件である。経営陣が法令順守の高い意識を持っていれば、職員による新たな積算資料の作成を防止することは可能かつ容易であったと考えられる。

このように本件入札妨害事件においても、本件証拠隠滅事件においても、その重大な原因は、N J S 経営陣の法令順守の意識の低さ、これに起因する職員のコンプライアンス意識の低さにある。

(2) 適用のある法令に関する情報を収集する機能が不全状態となっていたこと

コンプライアンス・プログラムによれば、N J S は、コンプライアンス体制に関連する委員会として、独占禁止法順守指導委員会を設けることとされている。そして、同委員会は、「独占禁止法関連法規及び公正取引委員会の定める指針その他関連情報・資料を収集し、必要に応じ適切な情報・資料を受注部門に提供するなど周知徹底する。」ことを活動内容の1つとされている。

官製談合防止法は、その制定経緯や内容に照らし、独占禁止法関連法規に該当するものと考えられるところ、独占禁止法指導順守委員会が機能していれば、同法に関する情報・資料が収集され、適切な情報・資料が受注部門に提供されていたはずである。

しかしながら、当委員会が実施した取締役に対するヒアリングにおいても、独占禁止法指導順守委員会の組織や活動状況を明確に説明できる者はおらず、その活動実態が不明であるばかりか、そもそも実在するか否かも不明な状態となっていると言わざるを得ない。

しかも、独占禁止法順守指導委員会のほかに、同様の機能を果たすべき部署が存在していることも確認できなかったことからすれば、N J S においては、N J S に適用のある法令に関する情報を収集し、その周知徹底を図る機能が全くの不全状態に陥っていたことは明らかである。

2 入札案件に関する職員の行動ルールが不明確であったこと

(1) 営業活動に関するルールが不明確であったこと

N J Sにおいては、入札案件に関して営業部員が営業活動を行う場合の行動ルールが明確には定められておらず、営業部員が発注者の担当者に対し、入札案件の予定価格に関わる質問をすることの当否、見積書に基づいて見積内容の質問をする場合の限界等が、不明確な状態となっていた。そのため、各営業部員は、自らの判断で、発注者の担当者に対する質問の適否を考えざるを得なかった。

それに加え、東京総合事務所の営業部においては、C氏の指導の下、入札案件に関して精度の高い価格情報を把握するよう奨励されていたこともあり、同事務所の営業部員は、予定価格その他の価格情報を強く追求する傾向にあった。営業部においては、見積書を提出するなどして発注担当者と協議するなどの出件前の営業活動よりも、精度の高い価格情報を入手することを重視していたように見受けられる。

したがって、精度の高い価格情報を把握するよう求められていた営業部員が、自らの判断で営業活動の適否を判断せざるを得なくなっていたのであり、その判断が甘くなってしまうとしても何ら不思議はない。

このような状況を防ぐため、N J Sは、入札案件の営業活動に関するルールを明確にしておくべきであった。

(2) 技術担当職員が発注者との間で価格情報に関するやりとりを行うことを禁止していなかったこと

技術担当職員は、設計に関する打ち合わせ等があるため、発注担当者と接触する機会を少なからず有しているところ、その接触の目的は、技術的な部分の打ち合わせにあり、入札案件の価格情報を入手することにあるものではない。しかし、技術担当職員であったとしても、発注担当者と接触する以上、価格情報に関するやりとりをするリスクがある。

この点に照らせば、N J Sは、そのリスクを想定し、技術担当職員が発注担当者と接触をする際には、価格情報に関するやりとりを行うことを明確に禁止するルールを策定すべきであった。

N J Sにおいては、かかるルールが明示的に定められていなかったため、このことが本件入札妨害事件に繋がったと考えられる。

3 入札金額を決定する過程が不透明な状態になっていたこと

本件入札妨害事件が行われたころも含め、E氏が東京総合事務所長であった当時

は、東京総合事務所では、入札金額を検討する応札会議が開催されており、それには、E氏及びG氏だけでなく、E氏の判断によりC氏も参加していた。

この応札会議では、G氏から積算価格がE氏に報告されるほか、C氏から営業部の入札希望価格、想定予定価格、想定最低制限価格等がE氏に伝えられていた。

本調査によれば、この応札会議の時点でG氏が報告した積算価格について、その算定の根拠資料である直接人件費明細書等が存在しない案件が相当数あったはずである。しかし、E氏は、報告された積算価格の算定根拠を確認することがなかったため、積算の根拠資料が存在しないまま、入札金額の決定が行われていた。

また、C氏がE氏に伝えていた営業部の入札希望価格等についても、その根拠が資料をもって示されることはなかったようである。

東京総合事務所においては、多くの入札案件について、事務所に伝えられる積算価格、営業部の入札希望価格等の情報がその根拠が不明確な状況になっており、かかる状況の下で、E氏が入札金額を決定していた。

当時の東京総合事務所における入札金額の決定過程は、極めて不透明な状態であったと言わざるを得ず、事後的に、その決定過程の検証をしようとしても、資料が伴っていないことから、検証を行うことも不可能となっている。仮に、E氏が応札会議で積算価格の根拠資料を確認するようにしていれば、G氏としても、応札会議に出席するまでに積算の根拠資料を作成するように努めていたものと考えられ、これによって、本件証拠隠滅事件を防ぐことができていた可能性もある。

また、E氏が応札会議で営業部の入札希望価格の判断根拠を確認するようにしていれば、営業部による発注担当者からの価格情報の入手方法に法的問題があることの端緒を得ることができ、当該案件の入札を辞退するなどして、入札妨害事件を引き起こすことを防ぐことができた可能性もある。

もともと、積算価格の根拠資料の作成に関しては、東京総合事務所における積算室の体制が極めて貧弱であったことも重大な影響を与えている。すなわち、上記**第2、2(2)**のとおり、東京総合事務所においては、1年間で1000件を超える入札案件を抱えているにもかかわらず、積算室の人員は室長とG氏の2人だけで、実質的にはG氏が1人で対応せざるを得ない状態であったため、G氏が自ら積算を行うことはおろか、営業担当者や技術職社員の支援を受けた場合の積算根拠資料の整理・保管を遺漏なく行うこともできないのが実態となっていた。応札会議においても、積算室にかかる実態が当然の前提となっており、積算価格の根拠資料が揃っていないことに問題意識を持つに至らなかった可能性がある。

4 入札手続を事後に検証する仕組みが存在していなかったこと

本件入札妨害事件の対象となった7月30日入札2案件は、いずれも、次の通り、N J Sの入札金額と最低制限価格とが極めて近接している。なお、予定価格及び最低

制限価格は、千葉市が事後に公表した価格である（金額はいずれも千円単位）。

件名	入札金額	予定価格	最低制限価格
南部浄化センター	16,150	21,010	16,099
村田雨水ポンプ場	14,000	18,260	13,995

N J Sにおいて、事後に、N J Sの入札金額と最低制限価格とを比較し、両者が同額か極めて近接している案件については入札金額の決定過程の調査を行うなどの仕組みが存在していれば、7月30日入札2案件はいずれも調査対象になっていたと考えられる。そして、調査の結果、千葉県警による捜査が開始される前に、自ら入札妨害行為の疑いを把握することができた可能性もある。

また、このような事後の検証の仕組みが整えられ、適切に機能していれば、本件入札妨害事件のような行為に対する抑止力となっていたとも考えられる。

第4 再発防止に関する提言

1 法令順守に対する意識向上のための環境整備について

(1) 経営陣及び職員の意識改革

本件においては役職員の法令順守に対する意識が十分ではなかったことが大きな原因になっていると認められるところ、まず経営陣が、上場企業におけるコンプライアンスの重要性を自覚するとともに、今回のような事案が発生した場合には市場やステークホルダーからの信用を失墜させ、企業価値を毀損する結果となることを十分に認識することが重要である。その上で、会社のトップである代表取締役社長が自らの考えを広く社内外に表明することによって、職員の意識を変革するよう努めるべきである。

この点に関し、既に、社長が、2016年3月25日付けで、全役職員に向けて、コンプライアンスを事業活動の最優先の価値観とし、法令違反は決してしない企業風土を醸成する旨のメッセージを発信している。経営トップである社長の考えを役職員に浸透させた上、役職員が一丸となって高いコンプライアンス意識を保持し、これを社外にも表明すべきである。

(2) コンプライアンス体制の再整備

N J Sにおいては、これまで、内部監査部が、コンプライアンス体制に関する規程の策定、社内研修の立案・実施等の業務と、社内の各組織の運営が適正に行われてい

るかなどについての内部監査の実施業務の双方を兼務していた。

しかし、コンプライアンスに関する社内規程の策定、社内研修の立案・実施等のコンプライアンス推進業務と並行し、事後チェックである内部監査業務を行うことは、いずれの業務についても実効性が担保されないおそれがある。

そこで、後記(3)以下の施策等を実効的に行うため、コンプライアンス推進業務を内部監査部から分離した上で、コンプライアンス推進業務の実施状況等を含めて内部監査部において事後チェックを行う体制とすることを検討すべきである。

また、N J Sにおいては、これまでコンプライアンス関連業務に十分な人員が割かれていたとは認め難いことから、コンプライアンス体制を再整備するにあたっては、適切な人員の確保・配置にも努めるべきである。

(3) 社内規程の見直しと周知徹底

N J Sの経営陣は、独占禁止法違反、特に談合行為の排除に関しては、強い意識を持っており、談合排除に主眼を置いた社内規程を定めていたが、官製談合防止法等の関係法令に関する意識は低かったと認めざるを得ない。今後は、他の法令に関しても同様に関心を持ち、企業倫理及びコンプライアンスに関する規程を適切に策定すべきである。この観点から、既に設けられているコンプライアンス・プログラム、N J S企業倫理行動指針、N J Sコンプライアンス行動基準等の内容の見直しを行い、これを役職員に周知徹底すべきである。

(4) 適用法令に関する情報収集機能の充実

企業を取り巻く環境や社会情勢の変化に伴って、新規の法令が創設されたり、既存の法令の内容が改正されたりすることは、頻繁に生じている。そのため、企業がコンプライアンスを重視する経営を継続するためには、それらの法令の新設や改正の動向を適時に把握し、適切に対応していかなければならない。

N J Sは、独占禁止法の関連法規に関する情報や資料の収集等を役割の一つとする独占禁止法順守指導委員会を設けるものとしていたものの、適切に機能させることができていなかった。したがって、N J Sが事業を行うに当たって適用される法令に関する情報や資料を収集し、それらの周知を図る職責を負う部署を設置し、その実効性を確保する措置を講じるべきである。

(5) 役職員に対する教育・研修の拡充

N J Sにおける役職員に対するコンプライアンスに関する教育・研修は十分なものではなかった。そのため、役職員が入札妨害、官製談合防止法等に関して正しい知識

を持ち合わせておらず、法令違反であるとの十分な意識を持たないまま本件の各事案に及んだものと認められる。したがって、今後は、教育・研修の内容や頻度を拡充することにより、役職員が正しい知識を持つとともに、法令順守に対する意識を向上させるよう、努めるべきである。

(6) 内部通報制度の改善

NJSは内部通報制度を設けているものの、法令違反行為、ハラスメント等の通報の内容に応じて通報・相談窓口が異なっており、その制度自体が複雑なものであった上、その位置づけも不明確であったため、職員にとって使いにくいものであっただけでなく、職員に十分に浸透もしていなかった。内部通報制度が活性化されることは、違法行為に対する抑止力ともなるため、今後、内部通報制度の改善及び周知の徹底を行うべきである。

2 入札案件に関するルールの策定について

既に述べたように、本件入札妨害事件に関しては、入札案件に関わる役職員の行動ルールが定められていなかったことが一つの要因となっている。そして、営業担当職員ではなく、技術担当職員が入札案件の予定価格を入手し、執行役員も関与したという本件の特徴も踏まえれば、その行動ルールは営業担当職員だけでなく、技術担当職員及び執行役員も含めた全役職員を対象にしたものとすべきである。

また、かかる行動ルールの策定に当たっては、官製談合防止法の解釈が関わるものであることからすれば、法律の専門家のアドバイスも適宜受けるべきである。

3 入札金額の決定手続について

(1) 入札金額の決定手続の透明性確保

入札金額の決定手続を透明性のあるものにするには、入札手続に不正行為が入り込む余地を小さくすることに資する。現在、入札金額の決定手続は各事務所によって差異があり、各事務所長の裁量に委ねられている部分も多いところ、これを統一し、入札金額の決定に至る手続について、明文のルールを定めるべきである。

東京総合事務所においては、積算室員である積算担当者において、自ら積算を行うことはおろか、営業担当者や技術職社員の支援を受けた場合の積算根拠資料の整理・保管を遺漏なく行うこともできない実態となっていた。とすれば、上記のルールにおいては、積算担当者が積算根拠資料を遺漏なく整理・保管すること、営業部の提示する営業希望価格その他の価格情報についてもその算出根拠資料や情報入手経緯を示す

資料を整理・保管することが含まれるべきである。

(2) 入札金額の決定に関わる組織の改編

N J Sの現状においては、積算室の設置目的が明確でなく、かつ、配置されている人員が少ないためにその体制が貧弱であることから、積算室が本来果たすべき役割が理解されておらず、また、その実効性も十分には確保されていない状態となっている。

したがって、積算室及び積算担当者に関しては、入札案件に対する業務の流れを踏まえ、積算の目的、専門の担当者を設ける趣旨等を明確にした上で、その実効性を最大限に発揮することができるよう、適切な組織の構築及び体制の整備を行うべきである。特に、東京総合事務所においては、入札案件の数に比べて積算室の体制が不十分であったことは明らかであり、早急に対処すべきである。

4 入札手続に関する事後的な検証制度について

上記2及び3は、入札に至るまでの過程に関するいわば事前の規制であるところ、これらをいかに厳格なものにしたとしても、悪意を持った者が本件と同様のことを行おうとした場合には、それを完全に防ぐことは容易ではない。そのため、万が一、今後も同様のことが行われた場合を想定し、それを早期に発見する仕組みを構築することが重要である。

そこで、本件入札妨害事件が、N J Sが確実に受注することができるようにするために、入札案件の価格情報を入手し、その情報を用いて最低制限価格を算出し、それに近接した入札金額をもって入札したというものである点に照らせば、入札価格を発注者が事後に公表する最低制限価格と比較し、両者が近接していた場合には、入札金額の決定過程を調査し、検証するというような仕組みを導入することは効果的であると考えられる。

したがって、上記のような検証の仕組みを構築すべきであるが、かかる仕組みを効果的に機能させるには、人員面を含めた体制を整えるだけでなく、事後的な検証を行うことを可能とするため、入札金額の決定に至る手続が整備され、各場面で作成し、保管すべき資料が明確にされていることが必要となることから、これらについても併せて検討されるべきである。

以 上